

オークションで納税?! 東京型物納システム開始 (落合 孝裕=税理士)

1月29日の午後1時、「東京型物納システム」がスタートする。東京都の発表によれば、同システムは「ネット・オークション『Yahoo! オークション』に出品して得たお金を税金の支払いに充てる」制度。納税とネット・オークションの組み合わせは過去に例がない。なぜ、こうした制度が導入されるのか? 果たして、この新制度は成功するのか? 落合会計事務所所長である税理士・落合孝裕氏が分析・展望する。

インターネットと納税を結びつけた初のシステム

「ネット・オークションを利用して税金を支払う」と言っても、ピンと来ない人が多いだろう。一口で言えば、納税者が物品をネット・オークションにかけ、そこで得たお金を税金の支払いに充てる仕組みである。

東京型物納システムの詳しい内容は、主体機関である東京納税貯蓄組合総連合会(東総連)のサイトを参照してほしいが、概要はこうだ。東京型物納システムの利用希望者は、まず東京納税貯蓄組合総連合会(東総連)とNPO法人「納税推進の樹」を利用する旨を通達する。ここで契約を済ませた後、いよいよYahoo! オークションへの出品となる。ただしオークションサイトに出品する主体は各個人ではなく、「納税推進の樹」が代行する。

Yahoo! オークションを通じて品物を落札した購入者は、代金を東総連の口座に振り込む。東総連はその落札代金から15%の手数料を引いた後、残る85%を出品者個人に振り込む。出品者は、このお金で納税する。言い換えれば「オークションで得た資金を間違いない納税に充てる」ことを条件に、個人の持ち物を東京都が出品代行するわけだ。

「物納」とは、一定額以上の財産を所有していた人が死亡したときにかかる「相続税」(国税)にのみ認められている制度だ。しかも、金銭一時納付、延納(年払い)ができない場合に限り認められている。これに対して東京型物納システムは、住民税、固定資産税、自動車税といった地方税の滞納に充てるための制度で、オークションに参加する一般の購入者が品物の価値金額を決定し、落札する。さらに出品者はオークションで得た代金を納税に回すわけだから、厳密に言うと「物納」ではない。税理士としては、言葉の使い方に少し違和感を持つが、ともあれ今までにない新しいシステムであることは間違いない。

「差し押さえ」になるほど経済的に切羽詰まった状況ではない人々が、このシステムを利用するようになれば、インターネット時代ならではの税徴収システムとして、全国に普及するかもしれない。背景にはやはり「ネット・オークションが一般に定着した」という状況が存在する。10年以上前には、想像さえできなかった新しい手法として注目したいと思う。

オークションで納税?! 東京型物納システム開始 (落合 孝裕=税理士)

新システムの背景にある、3つの問題点

なぜ東京型物納システムのような新制度がスタートするのか？ 背景には3つの要素があると考える。第1は2007年からスタートした「国から地方への税源移譲」だ（[関連記事](#)）。具体的には、国が集めていた所得税を3兆円分減らし、地方が集めている住民税を3兆円分増やす措置である。地方は、その財源のうち住民税に頼る割合が高まり、多くの納税者が、所得税の負担が減り、住民税の負担が増えることになった。トータルで納税額に変わりはないものの、後から納税する住民税の重税感を感じる人が多いのが事実だ。そこで問題視し始めたのが、滞納リスクの拡大である。

所得税は、もともと滞納になる率が少ない税金だ。日本では会社員の場合、源泉徴収制度のもと「予定されている年収に応じて毎月の給与から天引きする」スタイルが定着しているからである。一方、住民税は滞納率がこれまでよりさらに高くなることが予想される。

住民税は、翌年6月から翌々年5月にかけて納税を行うことになるが、サラリーマンは、所得税、住民税いずれも給与から天引きなので、滞納はまずないはずだ。

滞納が発生する可能性があるのは、会社を退職した後だろう。一括して最後の給料から天引きされるか、または市町村から本人宛に残りの住民税の納付書が届くことになる。次の仕事が決まらないときは、住民税の負担が重いものとなってしまう。

また、フリーで働いている個人事業主の場合も、業績が良い年の翌年に悪化したときは、後から納付する住民税の納税が厳しくなることがある。

あらかじめ住民税の納税額を用意しておかないと、滞納となってしまうことが考えられる。

さらに、年金受給者の場合は深刻なケースも生じる。住民税をこれまでほとんど納税していない人が、税源移譲により一気に数倍の納税が生じることもある。後から送られた住民税の納付書を見て、びっくりする人もいるだろう。数万円といえども、あらかじめ納税の準備をしておかないと、滞納となるケースがありうる。

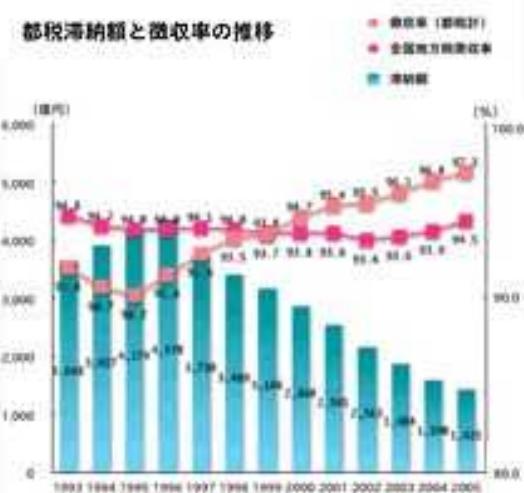
こうした背景から「滞納の可能性が高まる」ことを地方自治体は危惧し始めている。複数の自治体が滞納対策について話し合う機会も増えている。東京型物納システムは、この滞納リスクへの対応策として、東京都が導き出した答えの一つだと言える。

オークションで納税?! 東京型物納システム開始 (落合 孝裕=税理士)

「税源移譲」「地域間格差是正」そして「巨額の滞納」解決策

新制度の背景となっている2つの要素は、「東京都ならでは」の問題点である。2007年11月、福田康夫首相と石原慎太郎都知事が会談。両氏は2008年度税制改正について話し合い、東京都が得る法人事業税収入のうち約3000億円を財政力の弱い自治体に回すことで合意した。地方自治体間の税収格差是正が狙いである。「暫定措置」としての合意だが、いずれにせよ東京都はその収入から3000億円を失うことになる。

東京都が発表している2006年度の会計報告を見ると、税収(地方税)は約4兆9000億円。バブル期を上回る過去最高額を記録しており、「富が東京に集中」している事実は否めない。だが、それでも3000億円のマイナスは大きい。「税収を今まで以上に確保する策が必要」との発想から、今回の新システムにつながったのは確実だろう。



第3の要素は、「現実の税滞納額が少くない」ことだ。図表は、東京都主税局が、「東京都税務統計年報」平成17年度版で公開したもの。これを見ると、東京都がほかの都道府県に比べ滞納問題においても一定の成果を上げてきたことが分かる。ここ十数年、全国の地方税徴収率は94%前後の水準で推移しているのに対し、東京都は1995年度以降、少しずつではあるが徴収率を向上させ、2005年度には97.3%を実現している。すなわち、滞納率の低下に成功している。

都税滞納額と徴収率の推移

ところが、そんな東京でもなお、2005年度に1425億円の滞納が確認されている。10年前に比べて半分以下にまで減ったと言っても、これほど巨額の滞納が残っている。そこで「納税方法の選択肢を増やす」対策の一つとして今回の新システムに期待が集まっているのだろう。

オークションで納税?! 東京型物納システム開始 (落合 孝裕=税理士)

画期的であるがゆえの課題も

先進的なシステムのスタートに対して、全国から注目が集まっている。しかし、当然ながら課題もある。その第1は、「ネット・オークションは本当に広く浸透したのかどうか」という危惧である。インターネットを生活に利用する人は、劇的に増加した。だがネット・オークションに自分の持ち物を出品した経験を持つ者は、まだまだ限られた人数である。「東総連やNPO法人が諸作業を代行する」といっても、出品経験のない人が「気軽に利用できる身近な制度」と思うのは難しいだろう。

もう一つの懸念は、通常の方法で納税できない人が、ネット・オークションで落札されるような物を保有しているかどうかだ。東総連は、今回の東京型物納システムに「出品できる物」に条件を設けている。それは「宝石、時計、絵画、骨董品、高級ブランド品など、予想落札価格が2万円以上のもの」。「不動産、自動車、バイク、動物、植物、飲食物、医薬品、化粧品、健康食品、金券など」は「出品できないもの」と規定している。果たして、通常の方法で納税できない人が、この条件に合う「価値ある物」を保有しているかどうかが気にかかる。「持っているならば、税金の滞納などしない」という想像もできるし、「持っていたとしても手放そうとしない」かもしれない。

さらに3つめの懸念は、「15%の手数料」について。自らネット・オークションに出品した経験を持つ人なら、「15%もの手数料を取られるくらいならば自分で直接出品する」と考えるのが自然である。

以上の課題、懸念事項を考えると、今回の東京型物納システムが開始当初から劇的な成果を上げることは難しいようと思われる。しかし、現代社会に適合した納税方法を模索するうえで、非常に興味深いアプローチではある。今後の動勢に注目していきたいと思う。

おちあい・たかひろ

落合会計事務所所長。1961年生まれ。1983年横浜市立大学卒業後、大手食品メーカー、税理士事務所、コンサルティング会社を経て、1996年、落合会計事務所を開業。近著『給与明細のカラクリと社会のオキテ[改訂版]』(秀和システム)のほか、『会社の税金』『社長の税金』まだあなたは払いすぎ!』(フォレスト出版)などの著書がある。